

昭和四十九年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(日休日に逢
たるときは、
翌日)

目次

◇告 示 生活保護法による医療機関の指定

生活保護法による診療所の廃止

昭和四十九年四月鳥取県告示第三百六十三号の一部改正

漁船損害補償法による漁船の普通損害保険付保義務の同意

土地改良区の役員の住所の変更

土地改良事業の認可

国有財産の用途廃止(二件)

開発行為に関する工事の完了

◇公 告 行政書士試験の実施

告 示

鳥取県告示第七百三十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定に基づ

き、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和四十九年九月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指定年月日	名称	所在地
昭和四十九年八月一日	大賀美整形外科医院	米子市米原九一六九
〃	小坂内科医院	境港市高松町五九七一五

鳥取県告示第七百四十号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年九月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名称	所在地	廃止年月日
小坂医院	米子市糺町一三四	昭和四十九年七月三十一日

鳥取県告示第七百四十一号

昭和四十九年四月鳥取県告示第三百六十三号(へい獣処理場等に関する法律第九条第一項の規定による区域の指定について)の一部を次のように

改正する。

昭和四十九年九月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第十五号中「大字八橋」の下に「(字岩本及び字大成を除く。)」を加える。

鳥取県告示第七百四十二号

漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第百十二条第一項の規定による同意があつたものと認めためたので、同法第百十二条の二第三項の規定により告示する。

昭和四十九年九月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

米子加入区

鳥取県告示第七百四十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員に住所に変更を生じた旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和四十九年九月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

郡家土地改良区

理事 山本金治	
変更前	八頭郡郡家町大字奥谷四七番地
変更後	八頭郡郡家町大字奥谷一七〇番地三

鳥取県告示第七百四十四号

関金町から申請のあつた町営土地改良(本村地区は場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年八月三十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年九月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百四十五号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十九年九月六日から用途廃止した。

昭和四十九年九月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

場	所	面積 (平方メートル)	用途
日野郡溝口町金屋谷字段ノ原二	一五四一番一地先	一一二・五五	水路敷

鳥取県告示第七百四十六号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十九年九月六日から用途廃止した。

昭和四十九年九月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

場 所	面 積 (平方メートル)	用 途
岩美郡岩美町大字太田字折返三一 番一 地先から同町大字太田字折返三七番地先まで	二九〇・〇〇	水路敷
岩美郡岩美町大字太田字河原田四五番一 地先から同町大字太田字河原田五〇番地先まで	三一五・二六	道路敷

鳥取県告示第七百四十七号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和四十九年九月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 開発許可の年月日及び番号
昭和四十七年四月三日 鳥取県指令受都計第百二十三号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
鳥取市安長
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
鳥取市末広温泉町七二四
国鉄専用線基地協同組合

理事長 三橋 誠

公 告

行政書士法(昭和26年法律第4号)第4条第1項の規定に基づき、行政書士試験を次のとおり実施するので、行政書士法施行細則(昭和26年4月鳥取県規則第20号)第2条の規定により公告する。

昭和49年9月6日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 行政書士試験の日時及び場所

(1) 日時 昭和49年10月11日

(2) 場所 鳥取市東町1丁目305番地 自治会館大会議室(3階)

2 行政書士試験の科目及び方法

次の科目について、筆記試験を行う。なお、(1)及び(2)については、択一式による。

(1) 行政書士の業務に關し必要な法令

(2) 一般常識

(3) 作文

3 受験資格

次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者は、行政書士試験を受けることができる。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校を卒業した者その他同法第56条第1項に規定する者

(2) 国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間がこれ

を通算して3年以上になる者

(3) 行政書士法施行細則第1条第2項の規定に基づき(2)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認められた者

4 受験願書受付期間

昭和49年9月6日(金)から昭和49年9月30日(月)までとし、郵便による場合は、昭和49年9月30日までに到着したものに限り。

5 受験手続

行政書士試験を受けようとする者は、所定の受験願書に履歴書、受験資格を有することを証明する書面及び写真(出願前1年以内に写した上半身名刺型のもの)を添えて、鳥取市東町1丁目220番地鳥取県総務部地方課に提出すること。

なお、受験願書を提出した者に対しては、受験票を交付する。

6 行政書士試験手数料及びその納付方法

(1) 行政書士試験手数料 1,000円

(2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の上部にはりつけること。この場合、消印をしないこと。

7 この試験について不明の点は、鳥取県総務部地方課に照会すること。